

令和3年度

医療に関する税制要望

公益社団法人 日本医師会

令和2年9月

少子・高齢化の進展に伴い、医療・介護・福祉の充実は、国民の要望であります。医師の不足や偏在による地域医療崩壊が懸念される中で、その必要性も一層強いものになっています。

しかし、医療環境の厳しさが増すなかで、医療や介護の提供は、自助努力にもかかわらず、医業経営は年々厳しくなっております。

国民が健康で文化的な生活を維持するために、質の高い医療や介護を安心して受けることができる医療提供体制の整備や、健康管理・予防面などについての環境づくりが求められています。そのためには、医療や介護を担う病院・診療所等が医業経営の安定を図り、業務や設備施設の一層の合理化、近代化を進め、医療関係職員の確保・育成など、確固とした経営基盤を整え継続できるものとする必要があります。

このため、税制面においては、法整備を含めて、現在の医業経営の健全化のため、さらに進んで医業経営の長期安定、再生産を可能とするための新しい医業の構築を図り、医師をはじめ医療従事者の自発的努力が一層発揮できるよう、また、国民の健康管理・予防などのため、令和3年度には次のような思い切った改革が行われるよう強く要望します。

○ 医業経営

- 1 消費税率 10%超への更なる引き上げに向け、課税取引も視野に入れてあらゆる選択肢を排除せず引き続き検討すること。

－ 消費税 －

社会保険診療や介護保険サービス（注）等に対する消費税は非課税とされているため、医療機関の仕入れに係る消費税額（医薬品・医療材料・医療器具等の消費税額、病院用建物等の取得や業務委託に係る消費税額など）のうち、社会保険診療報酬等に対応する部分は仕入税額控除が適用されずに、医療機関が一旦負担し、その分は社会保険診療報酬等に反映して回収されることとされています。

（注）特別な食事、特別な居室、特別な浴槽装置など課税取引とされる介護保険サービスを除く。

しかし、この負担分は、消費税導入時においてもその後の税率引上げ（3%→5%）の際においても社会保険診療報酬に十分反映されたとはいえず、平成26年4月の税率引上げ（5%→8%）対応分についても、検証の結果、補てん不足が判明し、見直しが行われた経緯があり、従前の補てん不足は未解決のまま残されています。また、このようなマクロの補てん不足とは別に、個別の医療機関の仕入構成の違いに対応できる仕組みでないために、とりわけ設備投資を行う医療機関に大きな消費税負担が生じることも極めて切実な問題です。

平成30年12月14日に自由民主党・公明党が公表した平成31年度税制改正大綱に、「（前略）今般の消費税率10%への引上げに際しては、診療報酬の配点を精緻化することにより、医療機関種別の補てんのばらつきが是正されることとなる。今後、所管省庁を中心に、実際の補てん状況を継続的に調査するとともに、その結果を踏まえて、必要に応じて、診療報酬の配点方法の見直しなどを対応していくことが望まれる。」と記載されました。

消費税率10%超への更なる引き上げに向け、課税取引も視野に入れてあらゆる選択肢を排除せず引き続き検討を行っていくことを要望します。

（消費税法第4条、第6条、第30条、別表第一第六号、第七号イ、第八号）

2 医業を承継する時の相続・贈与に係る税制をさらに改善すること。

- (1) 医療法人の出資に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度の創設。
- (2) 個人版事業承継税制の改善。
- (3) 基金拠出型医療法人における負担軽減措置の創設。
- (4) 認定医療法人制度の拡充。
- (5) 医療法人の出資の評価方法の改善。
- (6) 出資額限度法人の持分の相続税・贈与税課税の改善。
- (7) 基金拠出型医療法人の基金の評価方法の改善。

－ 相続税・贈与税・所得税 －

事業承継に関する相続税・贈与税については、平成 21 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度が創設されましたが、医療法人の持分については、取引相場のない株式等と同等に評価・課税されているにも拘らず、課税の軽減措置である同制度の適用から外される結果となっており、課税上のバランスを欠いております。

さらに、個人事業の承継については、平成 31 年度税制改正で個人版事業承継税制が創設されたことから、持分あり医療法人の税制措置の適用対象からの除外は一層際立つこととなりました。

医師偏在対策の観点からも、また、地域に必要な医療を確保するためにも、相続税等の納税のために医業継続に不可欠な財産までもが換金等され、地域の医療資源が脆弱化することのないよう、手当てすることが必要です。

そこで、医業承継に関する税制について、次の改善を行うよう要望します。

(1) 医療法人の出資に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度の創設

中小企業基本法に定める中小企業者に対しては、取引相場のない株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度が設けられているが、持分の定めのある医療法人についても同様の制度を創設すること。この制度の創設を図るために、医療法の見直しを検討することも必要である。

なお、厚生労働省の平成 29 年度税制要望「地域に必要な医療を担う医療機関の事業の継続に関する税制の創設（相続税、贈与税等）」との関係も検討する必要がある。

(2) 個人版事業承継税制の改善

個人版事業承継税制を改善するため、以下の措置を講ずること。

- ① 個人版事業承継税制を利用して納税猶予の適用を受けた個人立医療機関が、その後法人成りをした場合、現行制度では個人事業の廃止となり、猶予税額を納税しなければならない。そこで、個人事業者の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の適用を受けている医業承継者が、特定事業用資産を基金として拠出して医療法人を設立した場

合、当該基金に係る相続税・贈与税について納税猶予を認める措置を講ずること。

- ② 特定事業用資産に該当する自動車は、緑ナンバーのもの、白ナンバーのもののうち貨物の運送の用など一定の用途に供される自動車に限定されている。そのため、往診や介護の送迎に使用する自動車は、特定事業用資産に該当しない。しかし、往診や介護の送迎に使用する自動車は、事業用資産として必要不可欠なものである。そこで、医療機関の事業承継を円滑化する観点から、運行記録等により事業の用に供することが明らかであれば、白ナンバー（貨物の運送の用など一定の用途に供されるものを除く）でも特定事業用資産に含めること。

（3）基金拠出型医療法人における負担軽減措置の創設

持分のある医療法人が持分のない医療法人に円滑に移行できるように、基金拠出型医療法人への移行の際には、移行前の出資者が持分を基金として拠出した場合に生ずる配当所得課税を繰り延べる措置を講ずるとともに、当該基金に係る相続税・贈与税について納税猶予の措置を講ずること。

（4）認定医療法人制度の拡充

認定医療法人制度について、以下の拡充措置を講ずること。

- ① 地域医療確保の観点から、医師少数区域等において必要な医療を提供する医療法人について、移行期限及び認定要件の大幅な緩和措置を講ずること。
- ② 相続が発生したときに認定医療法人制度を利用する場合は、相続後、相続税の申告期限（10ヶ月）までに移行計画の認定を受け、納税猶予の手続きを行う必要があるが、期限までに準備することは実務上困難である。そこで、相続発生後の認定申請について、例えば、認定要件の緩和や、利子税・延滞税を免除した上で申告期限を延長するなど必要な措置を講ずること。

（5）医療法人の出資の評価方法の改善

医療法人の出資の評価方法を配当の無い普通法人の株式の評価方法と同じ方法（評価算式の分母を3とし、分子の配当要素は無配<0>とする評価）に改善すること。また、純資産価額方式については、特定の出資社員が独占的な支配権を有しているわけではないので、支配割合50%未満の同族株主同様に純資産価額の80%評価とすること。

（6）出資額限度法人の持分の相続税・贈与税課税の改善

持分のある医療法人のうち出資額限度法人に移行した医療法人に相続が生じた場合は、持分の相続税評価額は払い込み出資額のみとすること。そのため、平成16年6月16日国税庁課税部長回答で示されたみなし贈与の非課税4要件について、認定医療法人制度の認定要件との整合性を図ること。

(7) 基金拠出型医療法人の基金の評価方法の改善

医療法人の基金の評価方法について、基金は他の債権に劣後して回収されることを考慮し、相続発生時の返還可能額を上限とする評価に改めること。

(相続税法第3条、第12条、第23条、措置法第69条の4、第70条の6の10、第70条の7、第70条の7の2、措置法施行規則第23条の8の8第2項、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第24項第3号、財産評価基本通達194-2)

(参考) 医療法人の出資の評価

○ 医療法人の出資の価額

$$\text{類似業種の比準株価} \times \frac{\begin{array}{c} \text{1口当たりの} \\ \text{利益金額の比} \end{array} + \begin{array}{c} \text{1口当たりの} \\ \text{純資産価額の比} \end{array}}{2} \times (0.7 \sim 0.5)$$

2

3 社会保険診療報酬に対する事業税非課税の特例措置を存続すること。

－ 事業税 －

社会保険医療は、社会保険診療報酬という低廉な公的価格により、国民に医療を提供するという極めて公益性の高い事業であり、種々の制約が課されています。このため、これに事業税を課すことは極めて不適切であり、現行の非課税措置は当然であります。

したがって、現在の社会保険診療報酬制度の下では、医業水準を維持するための最低限の措置として、引き続きこの非課税措置を存続するよう強く要望します。

(地方税法第 72 条の 2、第 72 条の 23、第 72 条の 49 の 8、医療法第 7 条第 5 項)

4 医療法人の事業税については、特別法人としての軽減税率による課税措置を存続すること。

－ 事業税 －

医療法人は、医療法に基づいて設立される法人で、営利を目的として開設することは認められず、剰余金の配当は禁止されるなど、営利目的の普通法人とは質的に異なる特別法人です。

また、医療法人は、地域住民に対する医療保健サービスを提供する民間医療機関の中核として、公益性の高い法人でもあります。

したがって、医療法人の社会保険診療報酬以外の所得に係る事業税については、特別法人としての普通法人より軽減された事業税率による課税措置は当然ですので、引き続きこの課税措置を存続するよう強く要望します。

(地方税法第 72 条の 24 の 7、医療法第 7 条第 5 項、第 39 条、第 54 条)

(参 考) 法人事業税の標準税率 (特別法人事業税との合算税率 (* 1))

区 分	普通法人 (資本金 1 億円以下)	特別法人 (医療法人) (* 2)
所得 400 万円以下の金額	4.795%	4.7075%
所得 400 万円超 800 万円以下の金額	7.261%	6.5905%
所得 800 万円超の金額	9.59%	6.5905%

* 1 特別法人事業税との合算税率は、都道府県や法人の状況により異なる場合がある。

* 2 特別法人：農協、生協、信用金庫、労働金庫、医療法人等

5 訪日外国人患者の増加に対応する所要の税制措置。

－ 法人税・相続税・贈与税・固定資産税 －

政府は、2020年4,000万人、2030年6,000万人の訪日外国人達成の目標を掲げていますが、医療機関において、言語、文化、支払慣習の相違等に起因して多くの課題が生じ始めています。

例えば、その対策の一つとして、訪日外国人患者に対する通訳等の附帯サービスの上乗せを含めた合理的な価格設定のあり方などが政府で検討されていますが、その対応策の内容によっては、以下の税制措置について、自費患者に対し請求する金額の要件（社会保険診療報酬と同一の基準など）が課されていることから、その適用に不利に作用する可能性があります。また、訪日外国人患者の増加による収入の増加は、以下の税制措置について、収入要件（社会保険診療等の収入が全収入の一定割合を超えること）が課されていることから、その適用に不利に作用することが懸念されます。

- ・ 社会医療法人に対する法人税非課税措置・固定資産税非課税措置
- ・ 特定医療法人に対する法人税軽減税率
- ・ 認定医療法人の相続税・贈与税納税猶予制度
- ・ 開放型病院等を開設する医師会が行う医療保健業に対する法人税非課税措置
- ・ 福祉病院（無料低額診療等を行う病院）を開設する公益法人等が行う医療保健業に対する法人税非課税措置
- ・ 農業協同組合連合会が行う医療保健業（厚生連等）に対する法人税非課税措置

そこで、訪日外国人患者に適切に対応することが、上記の税制措置について、自費患者に対し請求する金額の要件や収入要件に不利になることのないよう、訪日外国人患者に対する診療等については価格要件を課さないこととするとともに、訪日外国人患者に対する診療等による収入を収入要件の分母から除外することを要望します。

○ 勤務環境

- 6 少子化対策及び、病院等に勤務する医療従事者の子育て支援並びに勤務環境を改善するため、下記の措置を講ずること。
- ・ベビーシッター等の子育て支援のサービス利用に要する費用を、税制上の控除対象とする措置を講ずること。

－ 所得税 －

働き方や子育てをとりまく環境が多様化する中、保育の公的サービスによる対応に加え、柔軟な子どもの預かりサービス利用を必要とする子育て家庭が存在します。このようなベビーシッター等の子どもの預かりサービスを利用した際の費用については、子育て家庭が就労することに伴い必要となる経費であり、税制での支援の必要性が高くなっています。そこで、地域医療確保のために、医療従事者の子育て支援並びに勤務環境改善を図る目的で、ベビーシッター等の子育て支援のサービス利用に要する費用を、税制上の控除対象とする措置を要望します。(所得税法第 57 条の 2、所得税法施行令 167 の 3～167 の 5、所得税法施行規則 36 の 5、36 の 6)

○ 健康予防

7 たばこ対策として、たばこ税の税率を引き上げること。

－ たばこ税・地方たばこ税 －

喫煙による健康被害は科学的に明らかであり、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の批准国としても、たばこ価格の引き上げによるたばこ規制が求められています。

また、非喫煙者、とくに働く若い人を受動喫煙による健康被害から守る等、国民の健康推進の観点から、たばこの消費を抑制しつつ、財政物資として必要な財源を確保するためには、さらなる税率引き上げが必要です。

そこで、葉タバコ農家への影響を踏まえた措置を講じることを前提として、税率の引き上げを要望します。

(たばこ税法第 11 条、地方税法第 74 条の 5、第 468 条)

(参 考)

たばこ税の概要

・課税標準

製造たばこの製造場から移出し、又は保税地域から引き取る製造たばこの本数。

・税率

税目 区分	国税			地方税			合計
	たばこ税	たばこ特別税	小計	道府県たばこ税	市町村たばこ税	小計	
紙巻たばこ	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)
葉巻たばこ パイプたばこ	} 5,802	} 820	} 6,622	} 930	} 5,692	} 6,622	} 13,244
刻みたばこ かみ用及びかぎ 用の製造たばこ							
【平成 30 年 10 月 1 日～】 加熱式たばこ							
【～令和元年 9 月 30 日】 旧 3 級品の紙巻 たばこ	4,032	624	4,656	656	4,000	4,656	9,312

(注)

1. 上記は、平成 31 年 (2019 年) 4 月現在の税率。なお、たばこ税等の税率 (国税・地方税合計) は、令和 2 年 (2020 年) 10 月 1 日から 14,244 円/千本、令和 3 年 (2021 年)

- 10月1日から15,244円/千本となる。
2. たばこ特別税は平成10年(1998年)12月1日から実施。
 3. 葉巻たばこ及びパイプたばこは1gを1本に、刻みたばこ、かみ用及びかぎ用の製造たばこは2gを1本に、それぞれ換算する。
 4. 加熱式たばこは、平成30年(2018年)10月1日から「加熱式たばこ」の区分に分類され、令和元年(2019年)9月30日までの間の本数換算は、次のイ～ハの本数の合計本数による。
 - イ その重量(フィルター等を含む。)1gを1本に換算した本数に0.8を乗じた本数
 - ロ その重量(フィルター等を除く。)0.4gを0.5本に換算した本数に0.2を乗じた本数
 - ハ その小売定価(消費税抜き)の紙巻たばこ1本当たりの平均価格をもって0.5本に換算した本数に0.2を乗じた本数
 5. 旧3級品の紙巻たばこは、わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット、ウルマ及びバイオレットの6銘柄の紙巻たばこをいう。

○ 医療施設・設備

8 医療機関の設備投資を支援するため、以下の措置を講ずること。

- (1) 医療用機器に係る特別償却制度、勤務時間短縮用設備等に係る特別償却制度及び構想適合病院用建物等に係る特別償却制度について、中小企業投資促進税制又は商業・サービス業・農林水産業活性化税制と同等の措置が受けられるよう、税額控除の導入、特別償却率の引き上げ、適用対象となる取得価額の引き下げの措置を講ずるとともに、適用期限を延長すること。
- (2) 中小医療機関の設備投資を支援するため、以下の①又は②のいずれかの措置を講ずること。
 - ①中小企業者等に対する特例措置の拡充及び適用期限延長。
 - ・中小企業経営強化税制の医療保健業についての対象設備に医療用機器及び建物附属設備を追加するとともに、適用期限を延長すること。
 - ・商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象業種に医療業を追加するとともに、適用期限を延長すること。
 - ・中小企業投資促進税制の適用期限を延長すること。
 - ② ①と同等の新たな税制措置を創設すること。
- (3) 中小企業者等に該当する医療機関は、医療用機器について、(1)の医療用機器に係る特別償却制度と(2)の措置(中小企業経営強化税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制)の選択適用ができるようにすること。

－ 所得税・法人税 －

(1) 医療用機器に係る特別償却制度、勤務時間短縮用設備等に係る特別償却制度及び構想適合病院用建物等に係る特別償却制度の拡充及び適用期限延長

病院等の医療用機器、器具備品並びに看護業務省力化機器は、医療を行う上で必要不可欠なものです。医療機関におけるこれら医療機器等への投資は、国民に対して上質な医療を提供するにあたり不可欠なものであり、手厚く保護されるべきものです。また、医師等の働き方改革を進めるための勤務時間短縮用設備等の導入は、医師等の勤務環境改善の観点から一層の支援が必要です。さらに、地域医療構想の実現のため、地域医療構想の趣旨に適合した建物等の取得等の一層の支援が必要です。

しかしながら、医療機器等の特別償却制度、勤務時間短縮用設備等に係る特別償却制度及び構想適合病院用建物等に係る特別償却制度は、医療機関の大部分が中小企業者等に該当するにもかかわらず、中小企業投資促進税制又は商業・サービス業・農林水産業活性化税制に比し、税制上の措置について見劣りすることは明らかです。

そこで、上記のとおり強く要望します。

(措置法第12条の2、第45条の2、第10条の3第1項第1号、第42条の6第1項第1号、

平 21 厚生労働省告示第 248 号、平 25 厚生労働省告示第 95 号)

(2) 中小企業者等に対する現行の設備投資減税制度の拡充及び適用期限延長又は新たな税制措置の創設

平成 31 年度税制改正において、中小企業の経営力向上のための設備投資を支援する中小企業経営強化税制が延長され、中小企業者等が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備（器具備品、建物附属設備、ソフトウェア等）を新規取得し、指定事業の用に供した場合、即時償却または税額控除を選択適用することができます。ところが、医療保健業については、対象設備から、器具備品のうち医療用機器が除外されるとともに、建物附属設備が除外されています。

また、平成 31 年度税制改正において、中小企業等経営強化法の認定がなくても活用できる税制として、商業・サービス業・農林水産業活性化税制が延長され、サービス業等の中小企業者等が、経営改善に資する器具備品や建物附属設備を導入した場合に、取得価額の 30%の特別償却または 7%の税額控除が選択できます。ところが、医療業については、サービス業であるにもかかわらず、対象業種から除外されています。

このような医療に対する不利な扱いは、中小企業の活性化を目的とする中小企業経営強化税制及び商業・サービス業・農林水産業活性化税制の趣旨に反するものです。事実、「医療分野に係る中小企業等経営強化法第 12 条第 1 項に規定する事業分野別指針」（平成 28 年厚生労働省告示第 281 号）において、経営力向上のための設備投資として、「内部業務の効率化のためのバックオフィス業務における ICT ツールの活用等」、「電子カルテ等の ICT の利活用」、「介助・介護に資するロボットの導入による業務負担の軽減」、「エネルギー使用量の見える化、省エネルギー設備の導入、エネルギー管理体制の構築等を通じた省エネルギーの推進」などが挙げられており、電子機器、ロボット、空調設備などの器具備品・建物附属設備への措置が必要とされています。医療用機器の適切な更新・高度化についても、経営力強化に資することはいうまでもありません。

また、医療機関の多くは中小企業者等に該当し、地域雇用の受け皿として大きな比重を占めていることから、中小医療機関の経営力強化は、地域雇用を守る観点からも必要です。

つきましては、中小医療機関の設備投資を支援するため、以下の①又は②のいずれかの措置を講ずることを要望します。

①現行制度の拡充及び適用期限延長

- ・中小企業経営強化税制の医療保健業についての対象設備に医療用機器及び建物附属設備を追加するとともに、適用期限を延長すること。
- ・商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象業種に医療業を追加するとともに、適用期限を延長すること。
- ・中小企業投資促進税制の適用期限を延長すること。

② ①と同等の新たな税制措置を創設すること。

(措置法第 10 条の 5 の 2、第 10 条の 5 の 3、第 42 条の 12 の 3、第 42 条の 12 の 4)

- (3) 中小企業者等に該当する医療機関は、医療用機器について、(1) の医療用機器に係る特別償却制度と(2) の措置(中小企業経営強化税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制)の選択適用ができるようにすることを要望します。

(参 考 1) 医療用機器に係る特別償却制度の概要(適用期限:令和3年3月31日)

1. 青色申告書を提出する法人又は個人で医療保健業を営む者が、未使用の医療用機器(取得価額 500 万円以上)(注)を取得等(所有権移転外リース取引による取得を除く)して、医療保健業の用に供した場合は、その取得価額の 12%の特別償却ができる。

(注)

- ・医療用の機械及び装置並びに器具及び備品のうち、高度な医療の提供に資するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの
 - ・薬事法第2条第5項に規定する高度管理医療機器、同条第6項に規定する管理医療機器又は同条第7項に規定する一般医療機器で、これらの規定により厚生労働大臣が指定した日の翌日から2年を経過していないもの
2. ただし、病院のCT・MRIで一定のものについては、適用要件が追加され、効率的な配置促進のため一定の要件を満たすことについて都道府県の確認を得ることが必要。なお、診療所のCT・MRIについては、従前と同様に、追加の適用要件は求められない。

(参 考 2) 勤務時間短縮用設備等に係る特別償却制度の概要(適用期限:令和3年3月31日)

1. 青色申告書を提出する法人又は個人で医療保健業を営む者が、2に掲げる設備等を取得(所有権移転外リース取引による取得を除く)又は製作して、医療保健業の用に供した場合は、その取得価額の15%の特別償却ができる。

2. 対象設備(勤務時間短縮用設備等)

器具及び備品(医療用機器を含む。)並びにソフトウェア(電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。)であって、医師及びその他の医療従事者の勤務時間の短縮又はチーム医療の推進に資する未使用の勤務時間短縮用設備等のうち一定のもの。1台又は1基(通常一組又は一式をもって取引の単位とされるものにあっては一組又は一式。)の取得価額が30万円以上のものとする。これらは、医師等勤務時間短縮計画を作成し、都道府県に設置された医療勤務環境改善センターの確認等を受けることが必要。なお、医師等勤務時間短縮計画は、医師1名を対象とするものでも可。

(参 考 3) 構想適合建物等に係る特別償却制度の概要 (適用期限：令和3年3月31日)

1. 青色申告書を提出する法人又は個人で医療保健業を営む者が、2に掲げる建物及びその附属設備の取得 (所有権移転外リース取引による取得を除く) 又は建設をして、医療保健業の用に供した場合は、その取得価額の8%の特別償却ができる。
2. 対象設備 (構想適合建物等)

新築・改築、増築、転換に該当する工事 (すなわち、減築、廃止 (単なる解体撤去) の場合を除く。) により取得又は建設をした病院用又は診療所用の建物及びその附属設備とし、土地及び医療用機器等については含まないこととする。これらは、病院又は診療所の具体的対応方針が地域医療構想調整会議において提出・確認されていること等について、都道府県の確認を得ることが必要。

(参 考 4) 中小企業経営強化税制の概要 (適用期限：令和3年3月31日)

1. 中小企業者等(従業員 1,000 人以下の個人、資本・出資の金額が 1 億円以下の法人など) が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得し、指定事業の用に供した場合、即時償却又は、税額控除 7 % (資本・出資の金額が 3,000 万以下もしくは個人事業主は 10%) を選択適用できる。
2. 対象設備

	生産性向上設備 (A 類型：工業会証明)	収益力強化設備 (B 類型：経済産業省経済産業局確認)
要件	生産性が旧モデル比年平均 1%以上向上する設備	投資利益率が年平均 5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械装置 (160 万円以上／販売開始 10 年以内) ・ 測定工具及び検査工具 (30 万円以上／販売開始 5 年以内) ・ 器具備品 (30 万円以上／販売開始 6 年以内) (注 1) ・ 建物附属設備 (60 万円以上／販売開始 14 年以内) (注 2) ・ ソフトウェア (情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの) (70 万円以上／販売開始 5 年以内) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械装置 (160 万円以上) ・ 工具 (30 万円以上) ・ 器具備品 (30 万円以上) (注 1) ・ 建物附属設備 (60 万円以上) (注 2) ・ ソフトウェア (70 万円以上)

(注 1) 医療機器については、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

(注 2) 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

(参 考 5) 商業・サービス業・農林水産業活性化税制 (適用期限：令和 3 年 3 月 31 日)

1. 商業・サービス業等を営む中小企業者等(従業員 1、000 人以下の個人、資本・出資の金額が 1 億円以下の法人など)が、経営改善に資する器具備品等を導入した場合に、特別償却(30%)又は、税額控除(7%)が選択適用できる(7%税額控除は資本金 3,000 万以下の法人、個人及び組合)。

2. 対象となる業種

サービス業 (駐車場業、娯楽業 (映画業を除く)、医療業を除く)、卸売業、小売業等

※ 対象となる業種については、「主たる事業」でない場合でも適用可能。例えば医療機関が介護事業のために設備を導入し、「主たる事業」である医療業とは別の事業(「従たる事業」)である介護事業のためにその設備を使用する場合、適用を受けることができる。また、「主たる事業」と「従たる事業」の両方にその設備を使用する場合においても、その設備を使用する事業のいずれかが税制の対象に該当していれば、適用を受けることが可能。例えば、「主たる事業」である医療業と「従たる事業」である介護事業の両方にその設備を使用する場合においても、適用を受けることができる。

3. 対象設備

認定経営革新等支援機関等(商工会議所等)による、経営改善に関する指導に伴って取得する下記の設備。

- (1) 器具・備品で 1 台 30 万円以上
- (2) 建物附属設備で 1 台 60 万円以上

(参 考 6) 中小企業投資促進税制の概要 (適用期限：令和 3 年 3 月 31 日)

1. 中小企業者等(従業員 1、000 人以下の個人、資本・出資の金額が 1 億円以下の法人など)が、機械装置等を導入した場合に、特別償却(30%)又は、税額控除(7%)が選択適用できる(7%税額控除は資本金 3,000 万以下の法人、個人及び組合)。

2. 対象となる業種

サービス業 (物品賃貸業及び娯楽業 (映画業を除く)を除く)、卸売業、小売業、製造業、建設業等

3. 対象設備

- (1) 機械・装置で 1 台又は 1 基の取得価額が 160 万円以上のもの
- (2) 測定工具及び検査工具で 1 台 120 万円以上、1 台 30 万円以上かつ複数合計 120 万円以上
- (3) ソフトウェア (複写して販売するための原本、開発研究用のもの又はサーバー用のオペレーティングシステムなどは除く) で次に掲げるいずれかのもの
 - (ア) 一つのソフトウェアの取得価額が 70 万円以上のもの
 - (イ) その事業年度において事業の用に供したソフトウェアの取得価額の合計額が 70 万円以上のもの

- (4) 普通貨物自動車(車両総重量 3.5 トン以上)
- (5) 内航海運業の用に供される船舶 (取得価額の 75%以上が対象)

(参 考 7)

中小企業投資促進税制の医療機器への適用をめぐり、実務において訴訟(東京高裁平成 21 年(行コ)第 73 号平成 21 年 7 月 1 日判決において全自動染色装置等の装置が「機械及び装置」に該当するか否かをめぐって争われ請求棄却)等の問題が生じており、医療機器を適用対象とするよう制度の改善が求められる。

9 病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮すること。

－ 所得税・法人税 －

病院・診療所の建物は、医療法の改正、医学・医療技術の急速な進歩に応じて機能的陳腐化が著しくなっており、耐用年数の短縮が求められております（実態調査の結果）。

このようなことから、上記のとおり要望します。

（耐用年数省令別表第一）

（参 考） 病院・診療所用建物の耐用年数

（ 区 分 ）	（ 現 行 ）	（ 要 望 ）
○病院・診療所用建物		
・鉄骨鉄筋コンクリート造又は 鉄筋コンクリート造のもの	39年	31年

10 医療機関が取得する償却資産に係る固定資産税についての所要の税制措置。

- (1) 生産性向上特別措置法による固定資産税軽減措置について医療法人等の非営利法人を適用対象に加えること。
- (2) 医療機関が取得する新規の器具・備品や建物附属設備などの償却資産の投資に係る固定資産税軽減措置を全国一律の要件で適用する措置として講ずること。
- (3) 固定資産税の償却資産の申告期限を法人税申告期限と統一すること。

－ 固定資産税 －

医療機関が取得する償却資産に係る固定資産税について以下の通り要望します。

- (1) 生産性向上特別措置法による固定資産税軽減措置は、法人について会社（株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社）に限定しており、医療法人、公益法人、一般法人、社会福祉法人、学校法人、農業協同組合、生活協同組合等の非営利法人は適用対象外となっています。そこで、生産性向上特別措置法による固定資産税軽減措置について医療法人等の非営利法人を適用対象に加えることを要望します。
- (2) 中小企業等経営強化法による固定資産税軽減措置は平成 31 年 3 月 31 日をもって廃止となったため、生産性向上特別措置法による固定資産税軽減措置のみが継続することとなりました。中小企業等経営強化法による固定資産税軽減措置は全国一律の要件で適用がされたのに対して、生産性向上特別措置法による固定資産税軽減措置はその実施及びその内容について市町村が決定する仕組みとなっています。しかし、ユニバーサルサービスである医療の担い手としての医療機関に対する支援策としては、その実施の有無や内容について当該市町村の財政状況等に左右される仕組みでは十分といえません。そこで、医療機関が取得する新規の器具・備品や建物附属設備などの償却資産の投資に係る固定資産税軽減措置を全国一律の要件で適用する措置として講ずることを要望します。
- (3) 行政手続き簡素化の 3 原則(注)を踏まえ、事務負担軽減のため、固定資産税の償却資産の申告期限を法人税申告期限と統一することを要望します。
(注)「日本再興戦略 2016（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）では、事業者の生産性向上を徹底的に後押しすることとされた。これを踏まえ、「規制改革実施計画（平成 29 年 6 月 9 日）」において、行政手続きコストを令和 2 年までに 20%削減することとされた。また、その際、行政手続き簡素化の 3 原則（「行政手続きの電子化の徹底」、「同じ情報は一度だけの原則」及び「書式・様式の統一」）を踏まえることとされた。

(参 考 1) 生産性向上特別措置法による固定資産税軽減措置の概要（適用期限：令和 5 年 3 月 31 日）

1. 導入促進基本計画の同意を受けた市町村に所在している中小企業者（従業員 1,000 人以下の個人、資本・出資の金額が 1 億円以下の法人（注 1）など）が、先端設備等導入計画の認定を受けた一定の設備（先端設備等）を新規取得した場合、固定資産税が 3 年間にわたりゼロ～二分の 1（市町村の条例で定める割合）に軽減される。

（注 1）医療法人、公益法人、一般法人、社会福祉法人、学校法人、農業協同組合、生活協同組合等の非営利法人を除く。

2. 先端設備等（市町村により異なる場合がある）

下の表の対象設備のうち、以下の 2 つの要件を満たすもの

- ①一定期間内に販売されたモデル（最新モデルである必要はない）（中古品は対象外）。
- ②経営力の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度など）が旧モデルと比較して年平均 1%以上向上している設備。

（対象設備）

設備の種類	最低価額 (1 台 1 基又は 一の取得価額)	販売開始 時期	その他要件
機械装置	160 万円以上	10 年以内	—
工具 (測定工具及び検査工具)	30 万円以上	5 年以内	—
器具備品	30 万円以上	6 年以内	—
建物附属設備	60 万円以上	14 年以内	償却資産として課税されるもの に限る
構築物	120 万円以上	14 年以内	—
事業用家屋	120 万円以上	—	取得価額の合計額が 300 万円以上 の先端設備等とともに導入されたもの

(参 考 2) 中小企業等経営強化法による固定資産税軽減措置の概要（適用期限：平成 31 年 3 月 31 日）

1. 中小企業者等（従業員 1,000 人以下の個人、資本・出資の金額が 1 億円以下の法人など）が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備（経営力向上設備等）を新規取得した場合、固定資産税が 3 年間にわたり二分の 1 に軽減される。

2. 経営力向上設備等

下の表の対象設備のうち、以下の 2 つの要件を満たすもの

- ①一定期間内に販売されたモデル（最新モデルである必要はない）（中古品は対象外）。
- ②経営力の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度など）が旧モデルと比較して年平均 1%以上向上している設備。

(対象設備)

設備の種類	用途又は細目	最低価額 (1台1基又は一の 取得価額)	販売開始時期
機械装置	全て	160万円以上	10年以内
工具(注1)	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品(注1)	全て	30万円以上	6年以内
建物附属設備(注1, 2)	全て	60万円以上	14年以内

(注1) 工具、器具備品、建物附属設備については、医療業・介護事業は東京都を除く。

(注2) 償却資産として課税されるものに限る。

(参考3) 日本税理士会連合会税制審議会「中小法人の範囲と税制のあり方について

－平成27年度諮問に対する答申(平成28年3月17日)より抜粋(p.9)

投資減税に関して、平成28年度の税制改正において、中小企業者等が取得した一定の機械及び装置に対する固定資産税(償却資産税)について、時限措置として課税標準を2分の1とする特例が創設される予定である。企業の償却資産に課税すると、設備投資に悪影響が生じること、また、諸外国の税制をみると、償却資産に固定資産税を課税している例はほとんどないのが実状である。したがって、償却資産に係る固定資産税を廃止すべきであるが、少なくとも平成28年度に新設される負担軽減措置は、その適用対象設備を拡充するとともに、恒久的な制度とすべきである。

(参考4) 日本税理士会連合会税制審議会「償却資産に係る固定資産税制度のあり方について

－平成28年度諮問に対する答申(平成28年12月14日)より抜粋(p.7)

法人に対する償却資産の課税に当たっては、賦課期日を法人の決算日として同日に所有している資産に課税することとし、かつ、申告期限も法人税と一致させることにより事業者の事務負担の軽減を図るべきであるという意見が多い。ただし、現行制度のように償却資産に対する課税を固定資産税に含めている限り、賦課期日を法人の決算日とすることは困難であるという意見もある。

この問題について、償却資産に対する課税制度を固定資産税とは異なる税目とすれば、1月1日を賦課期日とする現行の制度を見直し、課税の基準日を法人の決算日とする制度設計が可能となる。また、償却資産に係る申告期限と法人税の申告期限を一致させることも容易になると考えられる。

なお、仮に償却資産に対する課税制度を固定資産税として存置するとしても、現行の賦課期日を法人の決算日に改めるとともに、その申告期限も法人税と整合させることが適当である。

11 医師少数区域等に所在する医療機関の固定資産税・不動産取得税に係る税制措置の創設。

－ 固定資産税・不動産取得税 －

平成 30 年の医療法改正により、医師少数区域等における勤務の促進のため、医師少数区域等で一定期間勤務した者を厚生労働大臣が評価・認定する制度が創設されました。また、附帯決議において、経済的インセンティブの付与について検討することとされています。

そこで、医師偏在の解消や、医師少数区域等における医業の継続に資するよう、経済的インセンティブとして、医師少数区域等に所在する医療機関の固定資産税・不動産取得税に係る税制措置の創設を要望します。

(参 考) 医療法及び医師法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（第 196 国会閣法第 60 号決議）

医師少数区域等で勤務した医師に対する認定の創設に当たっては、認定を受けた医師や医師派遣の要請に応じて医師を派遣する病院に対する効果的な経済的インセンティブの付与について検討すること。

12 医療機関の防災・減災対策を支援するため、以下の措置を講ずること。

- (1) 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る税制上の特例措置を創設すること。
- (2) 中小企業防災・減災投資促進税制について医療法人等の非営利法人を適用対象に加えるとともに、適用期限を延長すること。

－ 所得税・法人税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税 －

(1) 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る税制上の特例措置を創設すること。

地震等の災害時において、病院・診療所の医療機能を低下させないようにするため、病院用建物その他医療施設の耐震構造の強化や災害時に備えた防災構造の医薬品備蓄庫、自家発電装置等の取得などの普及を図るため、これらを取得した場合の、次のような特例措置の創設を要望します。

- ① 耐震構造建物、防災構造施設・設備を取得した場合の特別償却制度（30%の特別償却又は7%の特別税額控除）
- ② 耐震構造建物、防災構造施設・設備を取得した場合の固定資産税・都市計画税及び不動産取得税の軽減措置

(2) 中小企業防災・減災投資促進税制について医療法人等の非営利法人を適用対象に加えるとともに、適用期限を延長すること。

平成31年度税制改正で創設された中小企業防災・減災投資促進税制は、法人について会社（株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社）に限定しており、医療法人、公益法人、一般法人等の非営利法人は適用対象外となっています。そこで、中小企業防災・減災投資促進税制について医療法人等の非営利法人を適用対象に加えるとともに、適用期限を延長することを要望します。

(参 考) 中小企業防災・減災投資促進税制

1. 概要

中小企業者が、中小企業等経営強化法の認定を受けた事業継続力強化計画に従って取得した一定の設備等について取得価額の20%の特別償却が適用できる。

2. 適用期限：令和3年3月31日

3. 中小企業者とは

下記のいずれかに該当する、中小企業等経営強化法第50条第1項又は第52条第1項の認定を受けた同法の中小企業者（注）。

- ・ 資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本若しくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

- ・ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- ・ 協同組合等

(注) 医療法人・社会福祉法人・学校法人・公益法人・一般法人等の非営利法人は、適用対象外。

4. 対象設備

減価償却資産の種類 (価格要件)	対象となるものの用途又は細目
機械装置 (100万円以上)	自家発電機、排水ポンプ、制震・免震装置、浄水装置、揚水ポンプ (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
器具備品 (30万円以上)	全ての設備
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電機、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、火災報知器、スプリンクラー、消火設備、排煙設備、格納式避難設備、止水板、制震・免震装置、防水シャッター、防火シャッター (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

○ その他

13 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)を存続すること。

－ 所得税・法人税 －

社会保険診療に対する適正で合理的な診療報酬制度が確立されていない現状で、小規模医療機関の経営の安定を図り地域医療に専念できるようにするには、現行のいわゆる四段階制による所得計算の特例措置は欠かすことのできないものです。

したがって、引き続きこの特例措置を存続するよう強く要望します。

(措置法第 26 条、第 67 条)

(参 考) 所得計算の特例措置

・対象者

各年または各事業年度において、社会保険診療報酬が 5,000 万円以下である医業または歯科医業を営む個人及び法人。

ただし、適用対象者からその年の医業及び歯科医業に係る収入金額が 7,000 万円を超える者を除外する(平成 25 年度税制改正により追加された要件)。

(注)上記の改正は、個人は平成 26 年分以後の所得税について適用し、法人は平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用する。

・内容

(社会保険診療報酬の金額)	(概算経費率)
2,500 万円以下の金額	72%
2,500 万円超 3,000 万円以下の金額	70%
3,000 万円超 4,000 万円以下の金額	62%
4,000 万円超 5,000 万円以下の金額	57%

14 公益法人等に関わる所要の税制措置を講ずること。

(1) 医師会について

- ・ 開放型病院等の法人税非課税措置の拡充、開放型病院等の固定資産税等非課税措置の恒久化、その他の措置。

(2) 公益法人等への課税強化を行わないこと。

(3) 一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税等軽減措置及び公益目的事業として行う医療保健業に係る固定資産税等軽減措置。

－ 所得税・法人税・相続税・登録免許税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税 －

(1) 医師会について、下記の措置を講ずることを要望します。

- ① 開放型病院等の法人税非課税措置における非営利型一般社団法人の収入割合の要件について、地域の医療・介護体制において期待される役割に対応するため、社会医療法人・特定医療法人と同様に介護保険法の保険給付（介護系）及び予防接種に係る収入金額を社会保険診療等の収入金額に含めること
- ② 特例民法法人から一般社団法人に移行した医師会が行う開放型病院等に対する固定資産税・都市計画税及び不動産取得税について、恒久措置として非課税措置を講ずること。
- ③ 医師会が行う訪問看護ステーション事業等について、法人税の課税対象から除外するとともに、医師会が行う訪問看護ステーション事業等に係る土地・建物についての固定資産税・都市計画税・不動産取得税及び登録免許税について、非課税措置を講ずること。
- ④ 医師会が行う開放型病院等に係る土地・建物についての登録免許税の非課税措置を講ずること。

（法人税法第2条第13号、法人税法施行令第5条第1項第29号ワ、法人税法施行規則第5条、地方税法第6条）

(2) 医師会をはじめとする公益法人等は、地域医療を支える役割を果たしており、非課税範囲の縮小等による課税強化により、公益法人等の税負担を増やさないことを要望します。とりわけ、利子配当等への課税強化が検討課題とされていますが、医師の生活の安定や老後の生活保障等を図ることを通じ国民医療の充実を可能とし、共益事業である共済制度の健全な運営を維持するため、利子配当等への課税については従前通りとすることを要望します。とりわけ、日本医師会が運営する医師年金については、公益目的事業として位置付けられていることを踏まえ、特段の配慮を求めます。

（参考）平成29年度税制改正大綱において、「基本的考え方」として以下の通り記載。

公益法人等課税については、非収益事業について民間競合が生じているのではないかと指摘がある一方で、関連制度の見直しが行われており、その効果をよく注視する。あわせて、収益事業への課税において、軽減税率とみなし寄附金制度がともに適用されることが過剰な支援となっていないかといった点について実態を丁寧に検

証しつつ、課税のあり方について引き続き検討を行う。

- (3) 医療保健業を行う非営利型一般社団・財団法人のうち、地域医療において、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療を担うなど一定の要件を満たすものについて、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税軽減措置を講ずることを要望します。また、公益目的事業として行う医療保健業の用に供する固定資産については、特段の手続き無く、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税軽減措置を講ずることを要望します。

15 新型コロナウイルス感染症対策として、以下の措置を講ずること。

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者受け入れのための病床確保に対して固定資産税等の減免措置を講ずること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策の設備投資について
 - ① 新型コロナウイルス感染症対策の設備投資について、所得税・法人税の新たな措置(即時償却又は税額控除30%)を創設すること。
 - ② 新型コロナウイルス感染症対策の設備投資について、固定資産税を全額減免すること。
- (3) 医療機関に対する寄附・補助金等について
 - ① 医療機関に対する寄附について、寄附者の所得控除・損金算入枠を拡充すること。
 - ② 医療機関に対する寄附について、医療法人等の受贈益を非課税とすることともに、医療機関を経営する個人に対する贈与税を非課税とすること。
 - ③ 医療機関が給付を受ける補助金等につき、非課税とすること。
- (4) 純損失・欠損金について
 - ① 純損失・欠損金の繰戻還付の適用対象法人の制限を撤廃し、還付請求するための遡り期間を5年程度に延長すること。
 - ② 純損失・欠損金の繰戻還付について地方税にも同様の措置を創設すること。
 - ③ 純損失・欠損金の繰越控除の繰越期間を延長すること。
- (5) 税金等を一時に納付できない場合、税務署等への申請により、原則として1年以内の期間に限り、税金や社会保険料の納付の猶予が認められるが、この猶予期間を1年以上とすること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け休業・縮小等を余儀なくされた事業者に対し、消費税の課税選択の変更に係る特例を延長すること。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小事業者等に対する固定資産税及び都市計画税の軽減措置を延長すること。

— 所得税・法人税・贈与税・消費税・住民税・事業税・固定資産税・都市計画税 —

新型コロナウイルス感染症は、医療機関の経営に極めて深刻な影響を及ぼしています。

新型コロナウイルス感染症対策として、各種支援策が実施されていますが、それらを補完する税制措置として、上記の通り要望します。

(所得税法第78条、法人税法第37条、所得税法第70条、法人税法第57条、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条、地方税法附則第61条)